

## 一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

### 1 調達内容

#### (1) 調達の名称

京都府民総合交流プラザ・京都テルサにおける電力調達

#### (2) 調達の時期

令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

#### (3) 調達場所

京都府民総合交流プラザ（仕様書のとおり）

#### (4) 調達の特質等

仕様書のとおり

### 2 入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書の交付等

#### (1) 交付期間

令和4年11月10日（木）から令和4年12月21日（水）までの  
午前9時から午後5時まで ※資格審査申請は11月30日（水）まで

#### (2) 交付場所等

京都市南区東九条下殿田町70番地

一般財団法人京都府民総合交流事業団 京都テルサ事務室

京都テルサホームページにて公開（ダウンロード可）

#### (3) 交付費用 無償

### 3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格確認においてその資格があると認められたもの

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

(3) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者

(4) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、京都府の一般競争入札について入札参加停止とされていない者であること

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録をうけている者であること

(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立され、供給約款等が整備されて

いる者であること

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受け入札に参加しようとする者
  - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

#### 4 一般競争入札参加資格審査の手続

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式）

イ 添付書類

(ア) 登記事項証明書及び定款（写し可）

(イ) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 営業経歴書及び営業実績調書（京都府もしくは関西圏を主に）

(オ) 取引使用印鑑届（別紙様式）

(カ) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

(キ) 電力供給約款等

- (ク) 上記3 (5) ~ (7) に該当することを証する書類
    - ・ 所管行政庁に係る許可書、届出書の写し
    - ・ 十分な電源を確保していることを証する書類（発電所一覧、契約実績等）
    - ・ 適正な電力供給のための体制がわかるもの（供給約款等）
  - (ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
  - (コ) 宣誓書（別紙様式）
  - (サ) 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、84円切手を貼付したもの）
  - (シ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書（別紙様式）
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所
- 2の交付期間開始日から令和4年11月30日(水)まで**
- ア 2の場所へ書留郵便として郵送すること。
  - イ 持参して提出する場合は、日時を決めて来館されること。
- (3) 一般競争入札参加資格審査結果通知
- 書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果は**令和4年12月6日(火)**より、一般競争入札参加資格審査結果通知書を送付する。
- なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。
- (4) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求められることができる。
  - なお、書面は**令和4年12月9日(金)午後5時まで**に、2の場所へ提出しなければならない。
  - イ 理事長は、アによる説明を求められたときは、**令和4年12月14日(水)**までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し
- 理事長は、一般競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに、3に規定する入札参加者の資格を喪失したとき
  - イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき

ウ その他理事長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき

(6) 質疑書の提出期間及び提出方法

**2の交付期間開始日から令和4年12月6日(火)午後5時まで**

ア 2の場所へ別紙様式にて、メール又はFAXにより提出すること。

(Mail : info@kyoto-terra.or.jp FAX : 075-692-3402)

イ 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類を熟知の上、疑義がある場合は質疑書により説明を求めることができる。質疑事項が無い場合の提出は求めない。

(7) 質疑書に対する回答通知

質疑書を受領後、回答は入札参加資格を有する者に、ホームページもしくはFAXにより、**令和4年12月9日(金)までに**回答することとする。

5 入札書の提出期限及び取り扱い

(1) 入札書を郵送する場合は、2の場所に書留で**令和4年12月21日(水)午後1時まで**に必着のこと。また入札書を持参する場合は、2の場所に**令和4年12月21日(水)午前11時から午後1時まで**に提出のこと。

入札説明書に表示した時刻を過ぎて到着した入札書は、無効とする。この場合の到着とは、一般財団法人京都府民総合交流事業団において配達員から当該郵便物を職員が受領した時点をいう。

(2) 入札書の郵送・收受その他入札に付するまでの取扱いは、次の方法によるものとする。

① 入札書を郵送するもの

(ア) 入札書は、一葉ごとに所定の入札用封筒に入れ封印する。

(イ) 郵便の場合は入札用封筒を更に郵送用封筒に封入し積算内訳書を添付して、書留により郵送すること。

② 入札書を持参するもの

(ア) 入札書は、一葉ごとに所定の入札用封筒に入れ封印する。

(イ) 積算内訳書は別途添付し、入札用封筒と併せて提出すること。

(3) 電送による入札は認めない。

6 開札方法

(1) **令和4年12月21日(水)午後2時に**事務所内にて開札を実施する。今回は立ち合いでの開札は行わないため来館は求めない。但し、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせて行い、開札結果の確認を行うこととする。

(2) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料

金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。単価は税込みで小数点以下第2位までとし、端数は切捨てとすること。

(3) 落札の決定は、上記(2)による単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、原則として1回とする。

(6) 参加資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1人であっても、原則として入札を執行する。

#### 7 落札者の決定方法並びに入札結果について

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、基本料金が安価な者に決定するものとする。

(3) 入札結果は、決定後速やかに、落札者に連絡することとし、入札結果については、後日改めてホームページに掲載します。

#### 8 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 同一人にして、同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者

(3) 入札に関し、連合その他不正行為をした者

(4) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

(5) 積算内訳書に、誤りがある者

(6) その他、入札条件に違反した者

#### 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 10 契約書の締結

(1) 契約書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団がこの一般競争入

札説明書と共に提示する契約書案に基づき、2通を作成し、締結の証とするため一般財団法人京都府民総合交流事業団及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

- (2) 契約書案第2条第2号契約金額については、落札価格の範囲内で落札者の料金体系の区分により設定できるものとする。
- (3) 契約書案の基本に抵触しない細則については落札者と協議のうえ決定できるものとする。

#### 11 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す電力使用計画に基づき入札者の積算式により算出するものとする。また、積算に当たり用いた単価及び算出式については落札決定後も適用する。

- (1) 基本料金(円/kw)、力率99%
- (2) 電力量料金(円/kwh)
- (3) 燃料費調整額は単価「8.34円/kWh」令和4年11月関西エリア燃料調整費で積算する。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は令和4年度分公表単価「3.45円/kWh」で積算する。
- (5) 燃料調整費以外の調整費用がある場合には、積算式に別途欄を設け追加すること。また、その根拠となる数値を指し示すこと。額は令和4年11月関西エリアの設定額を使用すること。
- (6) その他の特約等独自係数は各社の供給約款等、若しくは積算式による。積算内訳書の様式は変更自由とするが、式が正しいかどうか確認ができるようにしておくこと。
- (7) 自家発電設備のガスコージェネレーションシステム(280kW/h)は常時使用するため、自家発補給電力で不使用時に必要な補給契約の基本料金は積算に加えること。また、1月の30分ごとの需用電力の最大値(デマンド)が、契約電力をこえない場合は、自家発補給電力が使用されなかったものとみなすこと。
- (8) 自家発電設備が故障や点検等で停止した時に、デマンドを越えた場合の超過料金は入札の積算に含めないこと。別紙3の自家発電使用計画に記載されている内容で、別途必要な金額があれば明記して積算に加えること。但し、超過料金等が算出できる単価もしくは計算方式が、供給約款もしくは積算内訳書に記載され確認できること。

#### 12 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、以下の場合には免除する。

- (1) 過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を

同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものである場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) その他契約担当者が必要ないと認めるとき

13 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金は免除とする。

(3) 本公告に関する問い合わせ先 2 の交付場所に同じ。